

成田国際空港株式会社法施行令案参照条文

成田国際空港株式会社法（平成十五年七月十八日法律第二百二十四号）（抄）

（成田国際空港等の設置及び管理）

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならぬ。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 成田国際空港の設置及び管理
- 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理
- 三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
- 四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業
 - イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡
 - ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成
 - ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ
 - ニ イから八までに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの
 - 五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業
 - イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業

口 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの

六・七 (略)

2 (略)

(新株、社債及び借入金)

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において同じ。)を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(公団の解散)

第十二条 公団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 公団の解散の時における政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時において、政府の会社に対する無利子貸付金となつたものとする。

3 前項の無利子貸付金に係る権利は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。

4 (略)

5 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記及び第二項の無利子貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第十五条 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一項第一号から第三号までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。
2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港公団法の廃止)

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。

(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

新東京国際空港公団法（昭和四十年六月二日法律第百十五号）（抄）

(財務諸表等)

第二十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、

当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(補助金等)

第三十四条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、公団の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第一条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「新東京国際空港公団」と、「各省各庁の長」とあるのは「新東京国際空港公団の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「新東京国際空港公団」と読み替えるものとする。

法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の十三 (略)

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を

被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

八 その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五、十六の二（略）

十七 資本積立金額 法人（連結申告法人を除く。）のイからワまでに掲げる金額の合計額から当該法人の力からムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

イ 株式（適格現物出資により現物出資法人に発行するものを除く。）の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額

ロ 自己の株式を譲渡した場合（合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合を除く。）における譲渡対価の額（新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、当該新株予約権の発行価額に相当する金額を含む。）から当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額を減算した金額

ハ 協同組合等その他政令で定める法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額

ニ 合併により移転を受けた資産（二において「移転資産」という。）及び負債（二において「移転負債」という。）の純資産価額（当該合併により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該合併の時の価額（適格合併の場合にあっては、被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該合併により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ホ 分割型分割により移転を受けた資産（ホにおいて「移転資産」という。）及び負債（ホにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該分割型分割により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該分割型分割の時の価額（適格分割型分割の場合にあっては、分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二トに掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該分割型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ヘ 分社型分割により移転を受けた資産（ヘにおいて「移転資産」という。）及び負債（ヘにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該分社型分割により交付した当該法人の株式その他の資産の当該分社型分割の時の価額（適格分社型分割の場合にあつては、分割法人の当該適格分社型分割の直前の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額を減算した金額）をいう。）から当該分社型分割により増加した資本の金額（当該適格現物出資により増加した資本の金額）をいう。）

ト 適格現物出資により移転を受けた資産の現物出資法人の当該移転の直前の帳簿価額（当該資産と併せて負債の移転を受けた場合にあっては、当該現物出資法人の当該直前の当該資産の帳簿価額から当該負債の帳簿価額を減算した金額）から当該適格現物出資により増加した資本の金額（当該適格現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該設立の時ににおける資本の金額）を減算した金額

チ 適格事後設立により第六十二条の五第一項（適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入）に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第二項に規定する帳簿価額修正益に相当する金額

リ 株式交換（保険業法第九十二条の五第一項（組織変更における株式交換）の株式交換（以下この号において「保険株式交換」という。）を含む。）又は株式移転（同法第九十二条の八第一項（組織変更における株式移転）の株式移転（以下この号において「保険株式移転」という。）を含む。）による商法第三百五十二条第一項（株式交換）の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式（保険株式交換又は保険株式移転の場合にあつては、保険業法第九十二条の五第一項又は同法第九十二条の八第一項に規定する組織変更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式）をいう。）の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ヌ 資本又は出資の減少（株式（出資を含む。）以下この条において同じ。）を消却したものと及び金銭その他の資産を交付したものを除く。）により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額

ル 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）又は旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第一百四十二号）の規定により再評価積立金又は商法第二百八十八条ノ二第一項（有限会社法第四十六条（計算に関する商法の規定の準用）において準用する場合を含む。）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額

ヲ 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人に対する課税）の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相

当する金額を控除した金額)

ワ 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額

力 商法第二百九十三条ノ二(配当可能利益の資本組入れ)の規定により資本に組み入れた同条に規定する利益の額に相当する金額又は同法第二百九十三条ノ三(準備金の資本組入れ)の規定により資本に組み入れた同条に規定する準備金の額に相当する金額

ヨ 組織の変更により増加した資本の金額又は出資金額に相当する金額

タ 分割法人の分割型分割(適格分割型分割を除く。ヨにおいて同じ。)の日の前日の属する事業年度終了の時(タにおいて「期末時」という。)の分割資本等金額(当該分割法人の期末時の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)から当該分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

レ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をする資産の期末時(当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時をいう。レにおいて同じ。)の帳簿価額から当該移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、当該適格分割型分割に係る第十八号タに掲げる金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

ソ 適格事後設立により第六十二条の五第一項に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第二項に規定する帳簿価額修正損に相当する金額

ツ 資本若しくは出資の減少(株式の消却及び社員の退社又は脱退によるものを除き、金銭その他の資産を払い戻したものに限る。)又は解散による残余財産の一部の分配(ツにおいて「減資等」という。)の直前の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(ツにおいて「減資資本等金額」という。)から当該減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額)

ネ 株式の消却(取得した株式について行うものを除く。)の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額(ネにおいて「消却資本等金額」という。)から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(消却資本等金額が当該消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額)

ナ 株式の消却(取得した株式について行うものに限る。)の直前の当該株式の帳簿価額を当該直前の当該株式の数で除し、

これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額
ラ 社員の退社又は脱退の直前の資本等の金額を当該直前の出資総口数で除して計算した金額に当該退社又は脱退をした社員
の出資口数を乗じて計算した金額（ラにおいて「退社資本等金額」という。）から当該退社又は脱退により減少した出資金
額を減算した金額（退社資本等金額が当該退社又は脱退による持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の
価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）

ム 第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定す
る場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の帳簿価額に相当する金
額

十七の二、四十八（略）

（受取配当等の益金不算入）

第二十三條 内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下
この条において「配当等の額」という。）のうち、連結法人株式等（連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。

以下この条において同じ。）及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条
において同じ。）に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各
事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百一条第一項（中間配当）に規
定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。第三号において同じ。）又は剰余金の分配
（出資に係るものに限る。第三号において同じ。）の額

二 特定信託の収益の分配の額として政令で定めるところにより計算した金額

三 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成
るものとして政令で定めるところにより計算した金額

2・3（略）

4 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるも
のを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払うものを除く。）があるときは、同項の規定
により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その保有する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき当該事業年度において受ける配当等
の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控

除した金額の百分の五十に相当する金額

二 その保有する関係法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

5～8 (略)

(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。)を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める繰延資産は、当該適格組織再編成の直前の帳簿価額により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に引き継ぐものとする。

一 (略)

二 適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この号及び次項において「適格分割型分割等」という。)(次に掲げる繰延資産

イ・ロ(略)

ハ 当該適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する資産等と関連を有する繰延資産(イ及びロに掲げるものを除く。)

5 前項(第二号八に係る部分に限る。)(の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号八に掲げる繰延資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6～8 (略)

(貸倒引当金)

第五十二条 内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権(当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権(適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。))がある場合には当該他の金銭債権を含むものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割

に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権を除く。以下この項及び第八項において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・4（略）

5 内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に個別評価金銭債権を移転する場合において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6（略）

7 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

二 適格分割型分割 第一項又は第二項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する

金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割等 第五項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中貸倒引当金勘定の金額

8～11 (略)

法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号)(抄)

(株式会社等に係る負債の利子の額)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 平成十年四月一日に存する内国法人(当該内国法人が平成十三年四月一日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には当該内国法人及び当該適格合併に係る被合併法人のすべてが平成十年四月一日に存していたもの(当該適格合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該適格合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していたもの)に限るものとし、連結法人を除く。)は、前二項の規定にかかわらず、当該事業年度において支払う負債の利子(法第二十三条第四項に規定する負債の利子をいう。以下この項において同じ。)の額の合計額(以下この項において「当該事業年度の負債利子額の合計額」という。)に、同日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度(以下この項において「基準年度」という。)において支払った負債の利子の額の合計額(平成十三年四月一日以後に行われる適格合併に係る合併法人については、基準年度において当該合併法人及び当該適格合併に係る被合併法人がそれぞれ支払った負債の利子の額の合計額とする。以下この項において「基準年度の負債利子額の合計額」という。)のうち基準年度の同条第四項第一号に規定する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る負債の利子の額として第一項の規定により計算した金額の占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とし、当該事業年度の負債利子額の合計額に、基準年度の負債利子額の合計額のうち基準年度の同条第四項第二号に規定する関係法人株式等に係る負債の利子の額として前項の規定により計算した金額の合計額のうち占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

(貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第九十六条 (略)

2 法第五十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権（同項に規定する一括評価金銭債権をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に對して有する金銭債権を除く。以下この項において同じ。）の帳簿価額の合計額に貸倒実績率（第一号に掲げる金額のうち第一号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。）を乗じて計算した金額とする。

一 当該内国法人の前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、当該内国法人が適格合併に係る合併法人である場合には、当該内国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度を含むものとし、当該事業年度が当該内国法人の設立（適格合併による設立を除く。）の日（公益法人等及び人格のない社団等にあつては、新たに収益事業を開始した日）の属する事業年度である場合には、当該事業年度とする。以下この項において同じ。）終了の時ににおける一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額を当該前三年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数で除して計算した金額

二 当該内国法人のイから八までに掲げる金額の合計額から二から七までに掲げる金額の合計額を控除した残額に十二を乗じてこれを前三年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

イ（略）

ロ 前三年内事業年度において法第五十二条第一項及び第五項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（二及び七において「個別評価貸倒引当金額」という。）及び同項に規定する期中貸倒引当金勘定の金額（八において「期中貸倒引当金額」という。）の合計額（売掛債権等以外の金銭債権に係る金額を除く。）

ハ（略）

二 前三年内事業年度において各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（八に掲げる金額を除く。）のうち、当該各事業年度又は各連結事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された個別評価貸倒引当金額の合計額（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は法第五十二条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権（売掛債権等に限る。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）

ホ（略）

ヘ 前三年内事業年度において法第五十二条第七項の規定により引継ぎを受けて各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（適格合併に係る被合併法人又は適格分割型分割に係る分割法人の当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された

個別評価貸倒引当金額に限る。)及び期中貸倒引当金額の合計額(当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は同条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権に係るものに限る。)

ト (略)

3) 5 (略)

(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)

第二百三十九条の四 (略)

2) 10 (略)

11 内国法人が適格組織再編成を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める繰延消費税額等(第三項、第四項及び第七項の規定により損金の額に算入された金額を除く。以下この項において同じ。)は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に引き継ぐものとする。

一 (略)

二 適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立 次に掲げる繰延消費税額等

イ (略)

ロ 当該適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この号及び次項において「適格分割型分割等」という。)の直前の繰延消費税額等のうち当該適格分割型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(次項において「分割承継法人等」という。)に移転する資産に係るものであることその他の財務省令で定める要件に該当するもの(イに掲げるものを除く。)

12 前項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ロに掲げる繰延消費税額等その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)(抄)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合において

は、地方債をもつてその財源とすることができる。

一（四）（略）

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

地方財政法施行令（昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号）（抄）

（法第五条第五号の政令で定める法人）

第一条 地方財政法（以下「法」という。）第五条第五号に規定する国又は地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人とする。

検疫法（昭和二十六年六月六日法律第二百一十号）（抄）

（検疫港等）

第三条 この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

（検疫所長の行う調査及び衛生措置）

第二十七条 検疫所長は、検疫感染症及びこれに準ずる感染症で政令で定めるものの病原体を媒介する虫類の有無その他これらの感染症に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機について、食品、飲料水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、若しくは当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場所について、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2・3（略）

検疫法施行令（昭和二十六年十二月十四日政令第三百七十七号）（抄）

（検疫港等）

第一条の二 法第三条の政令で定める港又は飛行場は、別表第一のとおりとする。

（調査を行う区域）

第四条 法第二十七条第一項に規定する区域は、別表第三の通りとする。

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）（抄）

（一般国道の意義及びその路線の指定）

第五条 第二条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一〜五（略）

2（略）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年四月二十日法律第二十六号）（抄）

（特定空港の指定等）

第二条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

2・3（略）

航空法（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）（抄）

（物件の制限等）

第四十九条 何人も、公共の用に供する飛行場について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があった後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。

6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、飛行場の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第五十条 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による利益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 (略)

(国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十五条の二 国土交通大臣は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。

2 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項の規定は、国土交通大臣が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。但し、第三十九条第二項については、国土交通大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第五十六条 第四十二条、第四十四条(供用の休止に関する部分に限る。)、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九條、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

(第一種空港等の特例)

第五十六条の二 国土交通大臣は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2、4 (略)

第五十六条の四 何人も、第五十六条の二第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においてはその告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)(の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第四十九条第一項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第八項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

国家公務員退職手当法（昭和二十八年八月八日法律第百八十二号）（抄）

（公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人及び日本郵政公社を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 5 （略）

関税法（昭和二十九年四月二日法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従ふものとする。

一 十一（略）

十二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

十三 （略）

2 3 （略）

関税法施行令（昭和二十九年六月十九日政令第百五十号）（抄）

（開港及び税関空港）

第一条（略）

2 法第二条第一項第十二号（税関空港）に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。

3・4（略）

警察法施行令（昭和二十九年六月十九日政令第百五十一号）（抄）

（国が補助する都道府県警察に要する経費）

第三条 法第三十七条第三項の規定により、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費について、国がその一部を補助する経費は、当該都道府県の支弁する経費のうち警察職員の時給その他の給与、警察官の被服費その他警察職員の設置に伴い必要となるもの以外のもの（警察職員の待機宿舎の設置に必要な経費を含む。）とする。

2・4（略）

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

（略）	（略）
東京都	四一、〇五五人
千葉県	八、四〇二人
神奈川県	一三、八九四人
（略）	（略）

別表第三（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察（大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。）における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人

員を階級別ごとに合計した人員とする。

級別	階級別	警視	警部	警部補（巡查部長を含む。）
一、〇〇〇人以下の人員		一、〇〇〇分の五五	一、〇〇〇分の一一三	一、〇〇〇分の五四六
一、〇〇一人以上二、〇〇〇人以下の人員		一、〇〇〇分の三五	一、〇〇〇分の七〇	一、〇〇〇分の五八七
二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員		一、〇〇〇分の二一	一、〇〇〇分の四八	一、〇〇〇分の六一一
三、〇〇一人以上の人員		一、〇〇〇分の一九	一、〇〇〇分の四七	一、〇〇〇分の六一三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
 - 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
 - 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
 - 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
 - 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省

各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第十八条 (略)

2 (略)

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任すること

ができる。

2・3 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号)(抄)

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 (略)

2 (略)

(都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施)

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六條第二項の規定により法第二十三條の規定による職権に属する事務を知事等が行つこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

高速自動車国道法(昭和三十一年四月二十五日法律第七十九号)(抄)

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

3 (略)

首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)(抄)

(首都圏整備計画の内容)

第二十一条 首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。

2 (略)

3 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。

一 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ・又 (略)

二 (略)

4・5 (略)

首都圏整備法施行令(昭和三十二年十二月六日政令第三百三十三号)(抄)

(交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第七条 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 主として航空運送の用に供する公共用飛行場のうち主要なものの位置及び面積に関する事項

三 五 (略)

国家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日法律第二百二十八号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合員の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

25（略）

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）（抄）

（緊急自動車の通行区分等）

第二十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 (略)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号）（抄）

（一般事業主の雇用義務等）

第十四条（略）

2・3（略）

4 第二項の規定にかかわらず、特殊法人（法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

5（略）

国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年十二月十七日法律第九十四号）（抄）

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2・4（略）

都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）（抄）

（遊休土地の買取りの協議）

第五十八条の九 市町村長は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人（以下この節において「地方公共団体等」という。）のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取りの目的を示して、その者が買取りの協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2（略）

国土利用計画法（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）（抄）

（土地に関する権利の移転等の許可）

第十四条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（国等が行う土地に関する権利の移転等の特例）

第十八条 第十四条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める法人（以下「国等」という。）であるときは、当該国等の機関が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年五月二十五日法律第六十八号）（抄）

附 則

（国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に關する暫定措置）

第三条 国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）が行う第二条第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用に關しては、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。こ

の場合において、同法第二条の規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年九月二十八日政令第二百五十二号）（抄）

附 則

1 （略）

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

五～十 （略）

3・4 （略）

前払式証券の規制等に関する法律（平成元年十二月二十二日法律第九十二号）（抄）

（適用除外）

第三条 この法律は、次に掲げる前払式証券については、適用しない。

一 （略）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となって設立された法人（これらの法人のうち、その資本又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限る。）が発行する前払式証券

三～五 （略）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 二 (略)

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)

又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

へ (略)

三 十 (略)

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年九月八日法律第百五十二号)(抄)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十三条第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2
4 (略)

独立行政法人等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十八号）（抄）

（適用範囲）

第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（登記事項）

第二条 独立行政法人等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

一〜七（略）

（代理人の登記）

第十条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものは、その代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人は、独立行政法人通則法第二十五条の代理人を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律中に、業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる旨の規定があるものが、その代理人を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更を生じ、又は代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十二条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基

づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

(重要事項の説明等)

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者(以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。)に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、図面)を交付して説明をさせなければならない。

一 (略)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別(当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別)及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。)に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三(十二) (略)

2 (略)

(契約締結等の時期の制限)

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

行政相談委員法(昭和四十一年六月三十日法律第九十九号)(抄)

(行政相談委員)

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができ。

一 行政機関等(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機

関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イから八までに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二（略）

2・3（略）

中部圏開発整備法（昭和四十一年七月一日法律第二百二号）（抄）

（中部圏開発整備計画の内容）

第九条 中部圏開発整備計画は、基本開発整備計画及び事業計画とする。

2 基本開発整備計画（以下「基本計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、第二号及び第三号に掲げる事項については、第一号に規定する方針に基づいて定めるものとする。

一・二（略）

三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの

イ 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

ロ（略）

3（略）

空港整備特別会計法（昭和四十五年四月十七日法律第二十五号）（抄）

附則

7 この会計に所属する国有財産で、空港における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

- 一・二 (略)
- 三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。
- 四 (略)
- 五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換えする場合

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）（抄）

（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）

第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの（次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）

イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地
ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地

ハ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により河川予定地として指定された土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地

三 六 (略)

2・3 (略)

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）（抄）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第五十七条の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第

五十七条の六において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

275 (略)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年十二月二十六日法律第九十四号）（抄）

（公共事業についての配慮）

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（以下この条において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公的な建設又は復旧の事業をいう。）を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。）に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年五月十三日法律第四十二号）（抄）

（工作物の使用の禁止等）

第三条 (略)

2711 (略)

12 国土交通大臣は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

13716 (略)

不動産特定共同事業法（平成六年六月二十九日法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基づき許可等の処分がなされた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3（略）

（事業実施の時期に関する制限）

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づき許可等の処分がなされた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行ってはならない。

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であること。

イ 八（略）

二 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ ワ（略）

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

口（ホ）（略）

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4・5（略）

（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）

第三十二条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であつても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに限る。） 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

3・4（略）

環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）

(第一種事業)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)(第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)(を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(免許等に係る法律の規定)

第二条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類(第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。)(ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(第二種事業)

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定)

第十四条 法第三十二条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年四月二十六日法律第五十号)(抄)

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)(は、次に掲げる団体(以下この項及び第三項において「公益法人等」という。)(のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例

で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一・二（略）

三 特別の法律により設立された法人（営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四（略）

2
4（略）

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年三月三十一日法律第七号）（抄）

（財政融資計画）

第六条（略）

2 財政投融资計画は、次に掲げるもの（予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一・二（略）

三 法人（第二条第二項第二号から第四号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。）の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証（債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。）

3（略）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年十二月二十七日法律第二百二十七号）

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一・二（略）

2
4（略）